

松本広域連合

広域計画

期 間 平成16年度から平成20年度

松本広域連合

目 次

広域計画改定にあたり	1
1 ふるさと市町村圏計画の基本方針に関する事	2
2 ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	3
3 旧伝染病舎の管理に関する事	5
4 消防に関する事（消防団に関する事並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事を除く。）	6
5 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	8
6 広域的なごみ処理の対応に関する事	9
7 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	10
8 調査研究に関する事	11
9 広域計画の期間及び改定に関する事	12

広域計画改定にあたり

松本市、塩尻市、東筑摩郡及び南安曇郡の19市町村（以下「関係市町村」という。）は、「松本地域広域行政事務組合をゆるやかに広域連合に移行する」という基本方針のもと、十分な論議を重ね共通の認識に立ち、松本地域広域市町村圏（以下「圏域」という。）の一体的な発展を目指して松本地域広域行政事務組合を解散し、平成11年2月1日松本広域連合（以下「広域連合」という。）を設置しました。

圏域は長野県の中央に位置し、“日本の屋根”北アルプスが眺望できる美しく豊かな自然と、国宝松本城をはじめとする豊富な歴史文化資産に恵まれ、長野県における経済、文化の中心的役割を担っています。また、広域消防や介護保険制度導入に伴う介護認定審査会等圏域住民の生活に極めて密接な事業運営により、関係市町村の連帯意識も強固なものとなっています。平成11年度に広域計画（計画期間は平成15年度まで）を策定し、広域連合を組織する関係市町村やその住民に対して、広域連合規約に掲げる広域計画の項目について事務処理の方針を具体的に示すとともに、広域連合と関係市町村の役割分担を明らかにしました。

広域連合は、地方分権の進展に伴い、地方の担う役割が今まで以上に大きくなる中で、関係市町村個々の伝統や特性を尊重し、市町村の枠を超えて多様化・高度化する広域行政ニーズに適切かつ効率的に対応するとともに、国が進めている構造改革や、圏域内でも進められている市町村合併などを踏まえ、足腰の強い広域行政システムの構築に努めています。

広域計画を改定するにあたり、これまで5年間の事務事業を検証し、現行計画項目の経緯、現状と課題及び今後の方針と施策を見直し、向こう5年間の事務事業の指針として広域計画を改定しました。

今後、広域連合及び関係市町村は、改定された広域計画に基づき事務事業の推進に努めます。

1 ふるさと市町村圏計画の基本方針に関すること

(1) 経緯

関係市町村は、昭和46年に松本地域広域市町村圏の指定を受け、松本地域広域市町村圏計画を策定し、「アルプスの見える豊かな郷土」の建設に向け、圏域の一体的な発展を図ってきました。

平成元年に国のふるさと市町村圏の選定を受け、松本地域ふるさと市町村圏計画を策定、平成11年度にはこの計画を見直し、第3次松本地域ふるさと市町村圏計画を策定して今日に至っています。

この間、平成5年4月の広域常備消防体制の整備や平成11年2月の広域連合への移行等、ふるさと市町村圏計画に登載された内容に沿って事業の展開が図られてきました。

(2) 現状と課題

ふるさと市町村圏計画は、圏域の総合的な振興の指針としての役割を持ち、策定にあたっては国・県の計画、関係市町村の計画及び広域計画との整合を図り、関係市町村と広域連合が果たすべき役割を登載する必要があります。

(3) 今後の方針と施策

(第4次松本地域ふるさと市町村圏計画策定の基本方針)

ふるさと市町村圏計画は、圏域の総合的な振興を目指し、広域行政施策の一層の充実・強化を進め、圏域住民の福祉の向上を図るための指針とします。

計画は、ふるさと市町村圏推進要綱及び広域行政圏計画策定指針に基づき基本構想、基本計画、広域活動計画及び実施計画で構成した内容とします。

策定にあたっては、要領を定め、地域づくりにおける住民の参加意識の高まりに応え、住民アンケート、住民懇談会、講演会等を実施し、住民意向を有効に反映した、広域連合にふさわしい実効性のある計画とします。

また、国・県の計画、関係市町村の総合計画・市町村合併に基づく新市町村建設計画等との整合を図り、個性的で魅力的な地域づくりの実現に向け、圏域の一体的な発展に努めます。

2 ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

(1) 経緯

圏域では、平成元年のふるさと市町村圏の選定に伴い、関係市町村の出資及び県の助成により10億円の松本地域ふるさと市町村圏基金を造成しました。

また、基金からの果実を原資として、関係市町村や関係団体と相互に協力しながら圏域の活性化、イメージアップ等圏域全体の振興を図ってきました。

この間、平成5年開催の信州博覧会松本広域館出展に係る剰余金等の寄附を受け、基金に積み立てました。

関係市町村では、それぞれの総合計画等との整合を図りながら、ふるさと市町村圏計画に基づく事業を積極的に実施するとともに、広域活動計画に基づき広域連合が行うソフト事業にも連携・協力してきました。

(2) 現状と課題

基金設置時には、高金利に支えられ積極的な事業展開が可能でしたが、度重なる金利の引き下げに伴い、近年は財源である基金の果実が減少しています。

このため、平成14年度からはペイオフ解禁に伴い、安全かつ有利な国債等の購入により果実の確保に努めていますが、果実を主な財源とするソフト事業の展開は極めて厳しい状況にあります。

しかしながら、広域連合への圏域住民及び関係市町村の期待も大きい中、財源の確保とともに、圏域の一体感の醸成につながる事業展開に努める必要があります。

また、関係市町村では広域事業に関する計画に登載された事業を計画的に進める必要があります。

(3) 今後の方針と施策

多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応するため、関係市町村との連携強化を図り、その果たすべき役割を適正に分担しながら、圏域内の様々な地域文化、観光等の資源の活用を図り、住みやすく豊かに発展する地域づくりを進めます。

このため、基金の果実等財源確保に一層努め、必要な事業を厳選し、ふるさと市町村圏計画の「広域活動計画」で事業内容を明らかにし、関係市町村及び関係団体と連携・協力しながら効率的・計画的に諸事業の展開に努めます。

また、関係市町村は、ふるさと市町村圏計画の「広域事業に関する計画」に基づく市町村が事業主体である事業に計画的に取り組むとともに、広域連合は事

業の実施に必要な連絡調整に努めます。

3 旧伝染病舎の管理に関すること

(1) 経緯

昭和47年に伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、松塩筑南安伝染病院組合が設置され、伝染病予防法に基づく伝染病舎の維持管理、患者への対応に努めてきました。

この間、管理運営主体は、松塩筑南安広域行政事務組合、松本地域広域行政事務組合を経て、広域連合となりました。

平成11年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症予防法」という。)が施行され、伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務については、市町村の事務から県の事務となり、広域連合での共同処理事務を廃止するとともに当該病舎を公用廃止し、普通財産として管理することとしました。

長野県は感染症予防法に基づく感染症指定医療機関に、伝染病舎に隣接する国立松本病院を指定しました。広域連合では、国立松本病院が当該病舎を使用することについて県から協力を依頼されたため、平成13年3月31日まで国立病院に貸与することとしました。

(2) 現状と課題

平成13年度から波田総合病院が感染症指定医療機関となっておりますが、国立松本病院が狭隘なために同病院から施設の貸与延長の要望があり、協議の結果、貸与期間を平成18年3月31日まで延長しています。

貸与期間終了後の財産処分について、関係市町村と十分な協議が必要となります。

(3) 今後の方針と施策

旧伝染病舎の財産処分については、国立松本病院の独立行政法人化後に同病院の意向を把握しながら、関係市町村と協議を進め適正に対応します。

4 消防に関すること（消防団に関すること並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。）

（1）経緯

圏域における消防体制は、松本市、塩尻市及び南安曇郡の5町村の計7市町村においては常備消防体制となっていました。12町村は常備消防体制が未整備のままでした。

このため、平成元年度に策定した松本地域ふるさと市町村圏計画に、消防に関する広域的施策の骨子として「圏域を一体化した広域常備消防体制の整備」が位置づけられました。

施策実現のため、平成3年に関係市町村の協議により広域消防計画を策定し、平成5年4月には圏域19市町村を一体化した広域消防体制（1消防本部・12消防署・4出張所）を確立、松本広域消防局が発足しました。

その後広域連合への移行に伴い、平成11年4月に「火薬類の譲渡、譲受又は消費等の許可」及び「液化石油ガス設備工事の届出」に関する事務が長野県から移譲されました。

（2）現状と課題

社会情勢の変化に伴い、災害は複雑・多様化するとともに、消防の業務量も年々増加の傾向にあり、さらに業務の高度化が求められています。また国内外で続発する災害事象や糸魚川－静岡構造線断層帯での地震の発生が危惧されるなど安全・安心に対する住民の関心は一層の高まりを見せています。

このため、日常の災害対応の高度化や災害発生を未然に防ぐ予防体制の充実を図るとともに、大規模災害などに備えて緊急防災体制の整備を進めています。

特に危機管理体制強化を図るため、平成12年度には専任の特別救助隊を前倒しで発足させ、平成16年度までの5年計画で隊の編成に必要な消防職員36人の増員をしています。

また平成10年には消防施設等整備基金を設け、この基金を有効に活用して消防施設等の計画的整備を進めています。

社会情勢の変化や住民の要望を的確にとらえ、一層の圏域の安全確保を図る必要があります。

（3）今後の方針と施策

圏域住民の生命、身体及び財産を災害から守り、住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、次の施策を講じます。

ア 火災予防対策の推進

防火対象物の違反是正の徹底、災害弱者の死傷者減少への取組み、火災原因究明率の向上等の火災予防対策を推進します。

イ 救急・救助業務の充実・高度化

救急業務の高度化推進や応急手当の普及による救命率の向上及び災害事象の複雑多様化に的確に対応するための救助業務の充実・高度化を図ります。

ウ 大規模災害等への対応

地震災害等大規模災害に係る対策の充実や、化学物質等による特殊災害にも的確に対処するため、危機管理体制を強化するとともに関係機関との連携協力体制を強化します。

エ 消防体制の整備充実

社会情勢の変化に対応した消防体制の検討や職員の資質・能力の向上、消防車両等消防施設の計画的整備、情報通信の効果的な運用と基盤の充実に努めます。

5 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

(1) 経緯

平成12年4月からの介護保険法施行に伴う事務処理について、関係市町村は介護保険法の保険者として、被保険者の資格管理、認定調査、保険給付、保険料の賦課・徴収等の事務を担当し、松本広域連合は、介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を担当することとし、平成11年8月松本広域連合介護認定審査会を設置し、法施行前の準備期間から審査判定を開始しました。

平成13年10月には認定調査及び審査判定に関する事務処理について、松本広域連合と関係市町村に通信回線によるデータ相互伝送システム（ネットワークシステム）を構築し、紙ベースによる事務処理からデータによる事務処理に切り替え、効率的な運営に努めています。

(2) 現状と課題

厚生労働省の一次判定ソフト改訂により、運動能力の低下していない痴呆性高齢者の介護の手間が、よりの確に推計できる等、審査判定の参考となる検証指標等が整備されたことに伴い、関係市町村における認定調査との連携を図りながら、公平・公正で円滑な審査判定ができるよう介護認定審査会の運営に努める必要があります。

介護保険制度のサービスを新規に受けるための申請件数が増大している現状及び関係市町村の第2期介護保険事業計画による認定者数の増加見込みから、介護認定審査会の現体制では、迅速な審査判定が困難となり、法に定める申請から30日以内に申請者へ認定通知することへの対応に影響が懸念されるので、介護認定審査会の充実の検討が必要になります。

(3) 今後の方針と施策

介護認定については、制度の趣旨に沿って公平・公正かつ迅速な対応を図るため、関係市町村との連携を一層密にして、介護認定審査会の円滑な運営に努めるとともに、今後の審査判定件数の増大に対応した介護認定審査会の充実について検討してまいります。

また、介護保険制度の安定的な運営と、事務処理の効率的な運用並びに松本広域連合管内の被保険者が同一の条件下で制度利用できるための一体的運営について、広域連合及び関係市町村で将来の研究課題とする必要があります。

6 広域的なごみ処理の対応に関すること

(1) 経緯

国からの廃棄物処理施設新ガイドラインの提示に伴い、平成10年度、関係市町村に池田町及び松川村を加えた21市町村は、松本地域ごみ処理広域化計画(以下「ごみ処理広域化計画」という。)を策定しました。

また、平成11年6月にはこの計画の推進に向け「松本地域ごみ処理広域化推進協議会」が設置され、広域連合ではこの協議会に参画するとともに、廃棄物処理の適正化等のため、広域的なごみ処理への対応をすることとなりました。

(2) 現状と課題

圏域のごみ処理は、現在4組合(松本西部広域施設組合、塩尻・朝日衛生施設組合、白坂衛生施設組合及び穂高広域施設組合)により行われています。

白坂衛生施設組合では、ごみ処理広域化計画の中で廃止の方向が示されており、平成12年4月からは穂高広域施設組合に処理を委託し、平成18年3月には当該組合を解散し、穂高広域施設組合に加盟することとなっています。

また、ごみの収集は各市町村が実施し、分別収集方法やリサイクルへの取り組みはそれぞれ異なっています。

広域連合では、松本地域ごみ処理広域化推進協議会(事務局:松本地方事務所)において、ごみ処理広域化計画の進行管理、新技術の研究・情報交換、ごみ減量化・リサイクルの推進、分別収集方法の統一、ごみの適正処理に関する研究・情報交換等、必要な情報の収集に努めています。

(3) 今後の方針と施策

ごみ処理の広域的な課題に適切に対応するため、松本地域ごみ処理広域化推進協議会を通じ、今後の地域の方向性を把握するとともに、関係市町村に共通する課題について調査研究を進めます。

7 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

(1) 経緯

少子高齢化・高度情報化・地方分権の進展などにより、住民意識が多様化する中、時代の変化に対応できる簡素で効率的な行財政運営の推進が自治体に強く求められています。

関係市町村では限られた財源の中で住民本位の効果的な行政諸施策を実現していくため、職員の一層の能力開発と資質向上を図ることが不可欠であり、広域圏が一体となった職員研修を企画し取組むこととなりました。

(2) 現状と課題

市町村を取り巻く環境の変化に対応した職員共同研修と、関係市町村間職員の広域的な相互派遣研修を実施しています。

各市町村が果たさなければならない行政課題の領域が拡大している中、職員の能力開発・資質向上及び分野の異なる幅広い行政感覚を養成するため、更に内容を充実させ研修効果を高めていく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

過去の研修実績や市町村の要望を踏まえ、関係市町村が抱える共通認識や、時代の変化に対応した新たな行政課題などに着目し、密度の濃い専門的な研修を計画的に実施してまいります。

関係市町村は、圏域の一体的な発展のために、広域連合が行う共同研修や派遣研修に積極的に協力するものとします。

8 調査研究に関すること

(1) 経緯

地方分権の推進、少子高齢化の進展、価値観の多様化、生活圏の広域化などにより、行政サービスの一層の専門化や高度化が求められるとともに、多様化する住民ニーズに対応するため、平成11年2月の広域連合発足を契機に広域的な諸課題についての調査研究に取り組むこととなりました。

(2) 現状と課題

当面、検討すべき課題として、広域的な地域情報化と観光振興を中心に調査・研究を進めてまいりましたが、今後さらに地方分権や広域的な諸課題に柔軟に対応することが必要であることから、効率的及び効果的な広域行政の推進について地域住民ニーズを把握しながら幅広く調査研究を進める必要があります。

(3) 今後の方針と施策

関係市町村及び関係機関との連携を図り、研究会、講演会等を通じ次の事項に関する調査研究を進め、広域連合として処理することが適切な事項については積極的な対応を図ります。

ア 地方分権に関すること。

イ 広域的な地域情報化に関すること。

ウ 広域的な保健福祉に関すること。

エ 広域的な観光振興に関すること。

オ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が別に定める事項に関すること。

9 広域計画の期間及び改定に関すること

広域計画の期間は、原則として、平成16年度から平成20年度までの5か年とし、その後5か年を単位に、計画期間満了前に見直しを行います。

ただし、広域連合長が必要と認めた場合は、随時改定を行うものとします。